

# 令和2年度 事業計画書

自:令和2年4月1日

至:令和3年3月31日

一般社団法人 大学アライアンスやまなし

## 1. 活動方針

一般社団法人 大学アライアンスやまなし(以下、本法人)は、大学相互間や大学と研究機関等との間における連携推進事業を行い、教育、人材育成、研究及び運営に係る各種事業を円滑に実施できる仕組みを構築することを目指している。

令和2年度は、さらなる飛躍のための時期として位置づけ、本格的な事業の展開に向けた取組を加速させる。具体的には、前年度に運営及び具体的な連携事業を検討する体制の構築などに取組んできたことから、これを機能させつつ、実施可能な取組を積極的に展開し、実績を積重ねる。

また、多くの学生が連携事業のメリットを享受できるようにするため、ステークホルダーの意見を反映できる仕組みの構築や、法人の運営組織の強化を図りつつ、連携事業を確実に実施していく。

さらに、国において検討が進められている“大学等連携推進法人(仮称)制度”の全国初の認定を目指し、情報収集を行うとともに関係機関との調整など、認定に向けた準備を加速させていく。

## 2. 事業計画

### 2-1:総務関係

#### 2-1-1:会議等の開催

本法人の事業運営および財務等に関する重要事項を審議するため、次の会議等を開催する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) その他会議等
  - ・ 連携事業実施委員会、教育の質保証委員会
  - ・ その他

### 2-1-2:事務局の整備

本法人の事務局では、会員との正確かつ迅速な情報共有を図るとともに、会員間で効果的な連携体制を構築し、会議等をはじめ運営をスムーズに行っていくため、次の事業を行う。

- (1) 事務局の体制及び機能の強化
- (2) 法人運営に必要となる各種規則等の整備

### 2-1-3:広報機能の強化

本法人の活動状況や、山梨大学と山梨県立大学(以下、両大学)が取り組む連携事業構想を両大学の学生及び地域社会をはじめとする関係者に広く周知するため、様々な広報媒体及び諸活動を通じて、次の事業を行う。

- (1) 本法人のホームページの充実
- (2) 両大学の学生への活動内容の周知を強化
- (3) 地元高校生をはじめとする進学希望者を対象とした PR 活動
- (4) 各種報道機関からの取材対応

## 2-2:連携事業関係

### 2-2-1:連携事業の運営体制の強化

地域社会及び学生のニーズを把握し、両大学が連携して行う各種事業に反映させるなど、本法人が一定のガバナンスを掛けることで実効性を担保する仕組みを構築するため、次の事業を行う。

- (1) 外部有識者を追加するなど、理事会機能の強化
- (2) 地域や在学生からの高等教育に対する意見を反映できる体制の検討

### 2-2-2:連携事業の検討体制の整備

連携事業の円滑な実施や教育の質を担保する仕組みを構築するため、次の事業を行う。

- (1) 連携事業実施委員会では、傘下 WG からの意見を踏まえ、連携事業に係る基本方針や管理運営に係る事項について審議し、円滑な事業実施を図る。
- (2) 教育の質保証委員会では、教学管理体制の構築について検討を行い、教育に係る連携事業及びその質保証の担保を行う。

### 2-2-3:具体的な大学間連携事業の実施

令和2年度から教育・研究分野をはじめとする様々な分野での連携事業を実施する。

- (1) 学生教育の充実  
両大学の学生が合同で様々な科目を受講できる機会を確保する。
- (2) 高度専門人材の養成  
両大学の教育資源を活用した連携事業を専門科目においても展開する。
- (3) 教育資源の有効活用  
施設の共同利用や専門科目の新設など、両大学間の教育資源を活用した取組事例を増やす。
- (4) 学生及び教職員の交流  
教育活動や学生生活の場において、両大学の交流機会を確保する。
- (5) 効率的な大学運営  
両大学間で実施できるスケールメリットを活かした事業や、業務の効率化について方針等を定め、実現に繋げていく。

### 2-2-4:大学等連携推進法人(仮称)認定に向けた準備

「大学等連携推進法人(仮称)」の具体的な制度設計等の審議状況を踏まえつつ、全国初の認定に向けて遅滞なく準備を行うため、次の事業を行う。

- (1) 文部科学省をはじめとする関係機関との事前相談(協議)
- (2) 中央教育審議会(大学分科会)の傍聴などによる情報収集
- (3) (1)及び(2)の活動や成果等を本法人構成員へフィードバック(情報共有)

以上